

## 政省令の制定改廃の状況

(平成 30 年 12 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日分)

平成 31 年 1 月 30 日  
政策統括官(統計基準担当)

法令の題名	改正等の内容	公布年月日
統計法施行令の一部を改正する政令 (平成 30 年政令第 346 号)	字句の形式的修正 統計法施行令(平成 20 年政令第 334 号)第 3 条、第 7 条及び第 8 条について、字句の形式的修正を行うもの	H30.12.21

(注) 本表は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 45 条の 2 の規定<sup>(※)</sup>に基づき統計委員会の意見を聴かなければならないとされている政令の制定若しくは改廃の立案又は総務省令の制定若しくは改廃をしようとする場合のうち、同条ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを整理している。

(※) 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 34 号)附則第 2 条の規定に基づき同法第 1 条の規定による改正後の統計法第 45 条の 2 の規定の例による場合を含む。